

佐賀県告示第110号

公金事務取扱要領（平成4年佐賀県告示第226号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(送金払)</p> <p><b>第14条</b> 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第3項の規定により支払の指示を受けた指定店又は第4項の規定により緊急の支払依頼を受けた取引店若しくは緊急支払店は、受取人から県費送金通知書、支払通知書又は緊急支払通知書（以下この条において「送金通知書」という。）の呈示を受けたときは、支払の指示又は緊急支払依頼書の内容と照合するとともに、当該受取人に送金通知書の領収欄に<u>記入押印</u>させ、これと引換えに支払わなければならない。</p> <p>9 略</p>	<p>(送金払)</p> <p><b>第14条</b> 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第3項の規定により支払の指示を受けた指定店又は第4項の規定により緊急の支払依頼を受けた取引店若しくは緊急支払店は、受取人から県費送金通知書、支払通知書又は緊急支払通知書（以下この条において「送金通知書」という。）の呈示を受けたときは、支払の指示又は緊急支払依頼書の内容と照合するとともに、当該受取人に送金通知書の領収欄に<u>所定の事項を記入</u>させ、これと引換えに支払わなければならない。</p> <p>9 略</p>

様式第1号、様式第3号から様式第7号まで及び様式第9号から様式第14号までの規定中「印」を削る。

様式第15号中「印」を削る。

様式第16号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。